

平成28年5月20日、福島地方裁判所郡山支部で、「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」の第一回口頭弁論期日が行われました。そこでは、たくさんの原告の方々が傍聴席で見守られる中、4人の原告の方々による意見陳述、弁護士による弁論が行われました。また、郡山市民文化センターでも、弁護団と原告団が協同し、熱い集会が行われました。

今号では、第一回口頭弁論期日に出席した原告の方及び弁護団員、集会を企画した弁護団員からのメッセージをお送りします！

## 第一回裁判集会報告

### 弁護士 広田次男



#### 1. はじめに

2016年5月20日は、津島原発訴訟の歴史的な第1回口頭弁論期日であるとともに、歴史的な第1回裁判集会の期日でもあった。

この日最も会場の感動を集めたのは、集会の最後に登場した三瓶春江さんの二女・三瓶早弓さんの朗読であった。

勿論、三瓶春江さんの意見陳述書の内容が素晴らしかったのは言うまでもないが、早弓さんの読み方が感動的であった。

当初は、落ち着いた声音で淡々と読み進める感じで、皆下を向いて聞いている雰囲気であった。ところが、ある場面で突然に声が途切れ、会場全体の視線が、「あれ、どうしたの」という感じで、壇上の早弓さんに集中した。

早弓さんの肩が大きく震え、やがて押し殺した嗚咽の音が聞こえてきた。

それでも懸命に涙を堪えて、母親の意見陳述書を読み進めていたが、声を震わせて堪えきれずに嗚咽を繰り返し、その度に長い髪をかき上げながら再び朗読を続ける早弓さんの姿に、参加者一同大いに胸を揺さぶられ、やがて共感のすすり泣きが会場のあちこちから聞かれるようになり、正に感動的な幕切れであった。

#### 2. 集会の内容

主な内容は、以下の通りである。

- (1) 裁判集会の意義と重要性
- (2) 裁判とADR、完全賠償を求める会の関係
- (3) 代理人意見陳述の内容の紹介
- (4) 原告意見陳述の内容の紹介

ともかく分かりやすく説明する事を第一義とした。



### 3. 強調した点

第1に、この集会の重要性である。

原告団、弁護団の中心メンバーが法廷へと出発し、人数も減って、会場には、「ここに残っているのは、原告も弁護士も二軍だ」とも取れる空気が存在した。

そこで、この裁判集会こそ、これからの裁判を支える本流である事を強調した。

裁判官あるいは東電は必ず裁判に集まる人の行列の長さを見ている事、短くなれば「大部弱ってきたな」と判断される。だから、裁判が終わるまで長蛇の列を見せつける必要がある。その結果、この集会が必ず必要であり、この集会が大勢の人で溢れなければならない事。

そして、法廷では専門用語を使わざるを得ないし、質問はできないが、この集会ではできるだけ分かりやすい説明をし、質問は幾らしても良いから、法廷ではなくこの集会で、「何のためにこの裁判が行われ、どんな構造の裁判なのか」について理解を深めて貰いたい。

その事が、原告1人1人が裁判の意味を納得し、また運動を周囲に広げていく事にもなるのであって、その力を育てるのがこの集会である。

第2に、分かりやすい説明を強調するために、以下のような事を話した。

古今東西、国民に分かりやすい法律なんて存在した例がない。

今でもどこの国でも、法律は国民にとって常に難解なものであった。

だから、弁護士という法律のプロが世界中に存在している。

難しい事を難しく話すのは極めて簡単だが、難しい事を(分かりやすく)簡単に話をするのは極めて難しい。しかし、この難しい事ができる人をもってプロという。即ち、仮に弁護士の話が理解できないとしたら、それは弁護士のプロとしての腕が悪いという事に外ならない。

遠慮なく質問して、弁護士がプロとして成長する手助けになって欲しい。



### 4. 反省点

(1) 参加者の手元に意見陳述書がなかった。

手元に何もないよりはあった方が理解を助ける事になる。ましては原告の意見陳述書は絶対に配布すべきであった。

(2) 弁護士の意見陳述書については、担当者がオリジナルな要約書を用意すべきであった。

解説担当者は、裁判所提出用の陳述書ないし準備書面を、自分なりに理解し咀嚼した所を分かりやすく記した要約書を提出する事を提案する。



## 第一回口頭弁論期日報告

### 弁護士 岡崎 慎子



私は、弁護士である前に人間です。

ですから、私は、原告の皆さんと同じ体験はしていなくても、原告の方々のお気持ちを想像し、共感し、原告の皆さんの人間の尊厳を取り戻したいと願います。

国もまた、人間の集まりです。東電で働いている者も、やはり人間なのです。それなのに、何故、こんなにもひどいことができるのでしょうか？何故、原告の立場に立って心を痛み、真摯に謝罪し、誠心誠意、除染を試みようとする努力しないのでしょうか？何故なのか、全く理解しがたく、まさに人でなしとしかいいようがないです。

・・・裁判官はどうでしょうか？



原告団と弁護団とで、手と手を取り合って進み、一緒に、裁判官が「人間」かどうか、確かめに行こうではありませんか。私は、この原告団と弁護団なら、裁判官を「真人間」にすることができると思っています。

さて、5月20日は、馬場さんの郡山駅前での呼びかけに始まり、曇天に「津島の自然を返せ」「福島切り捨ては許さないぞ」のシュプレヒコールが広がるデモ行進が続きました。

その後、津島の自然や季節ごとの行事についてまとめられたビデオなどの上映があり、津島に住んでおられた当時の、原告の皆さんの生き生きとした表情が胸に刺さりました。この頃の皆さんの生活、その土台にある津島の歴史を、裁判官や被告に突きつけてやりたいと思いました。

その第一弾として、法廷では、原告4人の方の意見陳述が行われました。

今野秀則団長の陳述からは人々の豊かな交流の情景が、今野正悦さんの陳述からは田植え踊りの心地よい口上が、関場健治さんの陳述からは美しい里山や動植物と一体となった人々の姿が、三瓶春江さんの陳述からは4年前の笑顔から一変、泣き顔になったお



孫さんたちの様子が、法廷内にありありと映し出されました。原告の皆さんの無念さ、悔しさ、ふるさとへの思いが、法廷内の「人間」の胸に迫ってきて、傍聴席からは嗚咽が聞こえました。裁判官や被告にも、除染請求を本気でしていることや、お金だけで済む問題ではないことは、十分伝わったのではないのでしょうか。

一人で闘うことは辛くても、大勢であれば、諦めずに訴え続けることができます。私たち弁護団は、原告団と並んで歩き、闘い続けたいと思っています。



## 原告のことば（意見陳述をして）

### 原告 今野正悦さん

私は、裁判所で意見陳述をするという初めての経験をしました。これまで60年間の人生で、裁判所に行ったこともなければ、入ったこともない、そんな私が裁判所で意見を述べるなんて考えもしなかった。しかし、放射能に汚染された「ふるさと津島」を取り戻したく、住民が長い歴史の中で、培われてきたふるさとのコミュニティーについて、郷土芸能の継承を例にとり意見を述べましたが、裁判官にどれだけくみ取っていただけたのか心配です。

というのは、数ヶ月前に津島の知人が、週刊誌か何かの記者にインタビューを受けた際「ふるさとがなくなって悔しい」と話したら、その記者は「今住んでいる所をふるさとにすればいいでしょう」と簡単に言われたそうです。その話を聞いたとき、都会の人は皆そのような考えなのかと思い、裁判官も同じなんだろうなと思ったからです。

でも、私の他に三人の原告が涙無くしては聞けない程の素晴らしいふるさとへの想いを述べましたので、津島の住民の心は通じていると確信しています。長い戦いになると想いますが、勝利に向かって一緒に頑張りましょう。



## 弁護団の最近の活動と今後のスケジュール

【7月2日～8月4日まで、第四次原告・個別ヒアリング／現地視察】

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 6月14日 | 原告ら準備書面提出（規制権限不行使による国の責任等について） |
| 7月上旬  | 原告ら準備書面提出（損害論・責任論からの主張）        |
| 7月29日 | 第2回口頭弁論期日                      |
| 9月23日 | 第3回口頭弁論期日                      |



### 【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10階

電話：03-6273-0079 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp 事務局 池田 佳子

